

熊本県公報

第13170号
令和4年(2022年)
10月11日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除・・・ (健康福祉政策課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新 (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2
- 道路の供用開始 (道路保全課) 2
- 道路の供用開始 (") 2
- 農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可 (") 3
- 農用地利用配分計画の認可 (") 3
- 農用地利用配分計画の認可 (") 4
- 令和4年度(2022年度)熊本県ふぐ処理師試験の実施 (健康危機管理課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (建築課) 5
- 令和4年度(2022年度)第3回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催 (公共事業再評価監視委員会) 5
- 直接請求の連署基準数 (選挙管理委員会) 6
- 直接請求の連署基準数 (") 6

告 示

熊本県告示第696号

令和2年(2020年)7月3日からの大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していたものが属する世帯に対する被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)の認定を解除する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 長期避難世帯の認定を解除する地域
葦北郡津奈木町大字福浜3498番地2
- 2 長期避難世帯の認定を解除する日
令和4年(2022年)10月11日

熊本県告示第697号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション りんく 宇城市小川町河江192-3	令和4年(2022年)10月1日

熊本県告示第698号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、

同法第69条の規定により公示する。
令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
株式会社 苓北薬局 天草郡苓北町富岡3281番地	令和4年(2022年)10月1日

熊本県告示第699号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	養護老人ホーム延寿荘	玉名郡南関町小原1770番地	令和4年(2022年)10月1日	特定施設入居者生活介護

熊本県告示第700号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	養護老人ホーム延寿荘	玉名郡南関町小原1770番地	令和4年(2022年)10月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

熊本県告示第701号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長(メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市大字樺字毘沙門 654番1地先から 荒尾市大字野原字藺牟田 1061番26地先まで	1307.0	広域連携交付金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)10月12日

熊本県告示第702号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長(メートル)	備考
-------	-----	-----------	----------	----

一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字丸山字楮ヶ迫 1001番62地先から 同所 1001番34地先まで	12.8	災害復旧工事
------	-------	--	------	--------

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)10月11日

公 告

熊本県公告第694号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田乙字久保田174番
株式会社大道	大阪府茨木市山手台	球磨郡山江村大字山田丙字東石坂1857番3ほか4筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)10月3日

熊本県公告第695号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小林 東洋一	菊池市原	菊池市下河原字山地4987番1
岩木 博文	菊池市藤田	菊池市下河原字桃木平2960番ほか1筆
株式会社きむらのあられファーム	上益城郡甲佐町芝原	阿蘇市波野大字小地野字山ノ下549番2ほか1筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字鯉字蓑田337番
土肥 幸一	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字尾丸156番ほか1筆
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字下七折1202番1

2 認可年月日

令和4年(2022年)10月3日

熊本県公告第696号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

中村 大輔	熊本市西区上代	熊本市西区上代五丁目2225番ほか2筆
村上 幸則	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字東前平3183番16ほか22筆
木村 貴実	熊本市北区硯川町	熊本市北区硯川町字犬場782番1
西村 美智子	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字六反730番ほか8筆
津方 翔太	熊本市南区銭塘町	熊本市南区内田町字東築籠1997番
津方 翔太	熊本市南区銭塘町	熊本市南区内田町字馬場2544番
上田 海斗	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字長田1704番
守田 博幸	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字北新潟3122番
前田 憲成	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南二番割3393番1
林田 徳久	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字新開4276番
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字島堂229番1ほか1筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町陳内字錦川706番ほか3筆
廣永農園株式会社	合志市竹迫	合志市幾久富字上請地749番1ほか3筆
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字錦野字前田202番
森崎 耕地	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字桑崎2619番3ほか37筆
中村 健作	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町市原字浜ノ田3番ほか25筆
佐藤 譲治	上益城郡山都町二瀬本	上益城郡山都町八木字八矢80番ほか3筆
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町今泉字米ノ山新田6438番469

2 認可年月日
令和4年(2022年)10月3日

熊本県公告第697号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
谷 秀則	山鹿市鹿本町梶屋	山鹿市鹿本町梶屋字上前田87番ほか3筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)10月3日

熊本県公告第698号

熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第8条第3項の規定により令和4年度(2022年度)熊本県ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験日時
令和5年(2023年)2月5日(日)午前9時から
- 試験会場
熊本市中央区春竹町481番地
学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院
- 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
- (2) 実地試験
 - ア ふぐの種類鑑別
 - イ ふぐの処理と鑑別
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真2葉（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
 - (2) 受験手数料
13,500円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県収入証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
 - (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、令和4年（2022年）12月7日（水）から令和4年（2022年）12月20日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（熊本市保健所においては、午後5時までとする。）。なお、郵送の場合は、令和4年（2022年）12月20日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
合計得点が満点の6割以上であること。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
 - (1) 合格者の発表は、令和5年（2023年）2月21日（火）午前10時に、県庁本館ロビー、熊本県各保健所、熊本市保健所及び熊本県ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室（電話096-333-2247（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7187）に行うこと。
 - (2) 郵便による受験願書の請求は、84円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室に行うこと。

熊本県公告第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町松橋字浜田123番1、同123番4、同130番1、同130番2、同132番1、同132番19及び同132番20
4,740.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇城市松橋町松橋235番地
野方昇

掲載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号

令和4年度（2022年度）第3回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
令和4年(2022年)10月18日(火)
午前9時30分から午前12時20分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
令和4年度(2022年度)公共事業再評価対象事業について(詳細審議等)
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 傍聴にあたっての留意事項
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じていない場合は、会場に入ることができません。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県農林水産部技術管理課)
電話096-333-2467

熊本県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1	28,980
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	281,125

熊本県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年(2022年)10月11日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	61,120
八代市・八代郡選挙区	37,401
人吉市選挙区	8,727
荒尾市選挙区	14,220
水俣市選挙区	6,591
玉名市選挙区	17,922
天草市・天草郡選挙区	23,718
山鹿市選挙区	14,089
菊池市選挙区	13,052
宇土市選挙区	10,113
上天草市選挙区	7,390
宇城市・下益城郡選挙区	18,874
阿蘇市選挙区	7,036
合志市選挙区	16,601

玉名郡選挙区	11,032
菊池郡選挙区	20,956
阿蘇郡選挙区	9,959
上益城郡選挙区	23,311
葦北郡選挙区	5,926
球磨郡選挙区	14,373
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,963